

○立命館大学学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）規程

2017年4月5日

規程第1116号

（目的）

第1条 立命館大学学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）（以下「奨学金」という。）は、本大学の授業における学習活動について、当該授業を受講している学部学生（以下「学生」という。）の活動費用の一部相当額を奨学金として給付することによって奨励し、主体的、かつ、能動的に学ぶ学生の学習集団を育成することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（対象となる学習活動）

第2条 この規程において学習活動とは、本大学の授業の一部として、国内外を問わず、キャンパス外で行われる次の各号に定めるものをいう。

- (1) 小集団教育における学習活動
- (2) 学部教学の特色を活かした学習活動
- (3) 教職教育、教養教育、言語教育、国際教育等における学習活動

2 前項の学習活動のうち奨学金の対象となる学習活動は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 調査または資料収集
- (2) 実験または制作
- (3) 他大学、本大学以外の教育機関または研究機関との合同の取組
- (4) 学会または競技会への参加
- (5) 社会と連携した取組

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかが適用される学習活動は、奨学金の対象としない。

- (1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金
- (2) 小集団教育推進補助費
- (3) 実験実習費

（受給資格）

第3条 奨学金を受給することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 対象となる学習活動を含む授業を受講する学生であって、当該学習活動に参加し、かつ、給付時に本大学の学部にて在籍している者
- (2) 教授会もしくは教学機関会議で当該授業の援助者として承認された学生であって、

対象となる学習活動を含む授業を受講する学生の学習援助を目的として、当該学習活動に参加し、かつ、給付時に本大学の学部在籍している者。ただし、エデュケーショナルサポーターとして雇用されている者は除く。

(給付金額)

第4条 奨学金の給付金額は、奨学金の対象となる学習活動の主たる活動場所および学習活動に要した学生一人当たりの費用のうち次の各号に定めるものの合計に応じて、別表1に定める額とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 参加費または登録費
- (4) 施設または会場使用料
- (5) その他教学委員会が認めた費用

2 前項第1号の交通費は、学習活動の主たる活動場所に応じて次の各号に定めるとおり算出するものとする。

- (1) 国内 起点駅から活動場所に最も近い駅までの往復運賃を立命館旅費支給規程第11条から第14条までを準用して算出した金額とする。この場合において、等級はⅡを準用し、起点駅は別表2に定めるとおりとする。
- (2) 国外 実際に要した費用にかかわらず別表3に定める額を算出額とする。

3 第1項第2号の宿泊費は、実際に要した金額にかかわらず、一泊につき6,000円として算定する。

4 第1項第2号に定める宿泊費および第3号に定める参加費について、飲食費が含まれる場合であってその額を算定できるときは、当該飲食費は費用に含めない。

(募集)

第5条 奨学金の募集は、毎年度春学期および秋学期に行う。

- 2 募集要項は、各学部または教学機関の長が定め、ホームページで公開する。
- 3 募集要項には、この規程に定める事項のほか、選考のために必要な応募書類を明記する。

(応募)

第6条 奨学金の応募は、奨学金の対象となる学習活動を含む授業の成績評価を行う教員(以下「授業担当教員」とする。)が行う。

2 授業担当教員は、募集要項に定める期日までに、所定の提出先に応募書類を提出しなければならない。

3 同一の授業担当教員が、同一の授業で複数の異なる学習活動について応募することは妨げない。

(選考および決定)

第7条 奨学金の対象となる学習活動および受給者は、予算の範囲内で決定する。

(受給手続)

第8条 奨学金の対象として決定された学習活動を含む授業の授業担当教員および受給者は、募集要項に定める期日までに、所定の書類を提出しなければならない。

(給付)

第9条 奨学金は、前条の給付手続を完了した受給者に対し、受給者の本人名義の銀行口座に振り込む方法により給付する。

(取消し)

第10条 奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付を取り消すことがある。

- (1) 所定の日までに正当な理由なく、第8条の受給手続を完了しなかったとき。
- (2) 応募、受給手続等にあたり、虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
- (3) 停学の懲戒を受けたとき。

(返還)

第11条 前条により給付の決定を取り消した者に対し、給付済みの奨学金の返還を求める。

2 返還を求められた者は、2週間以内に全額を返還しなければならない。

(報告)

第12条 1年度の決算および執行状況は、次年度の教学委員会で報告するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教学委員会の議を経て常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学学生交流プログラム（正課プログラム）奨励金規程を廃止する。

附 則（2017年12月6日 学期名称の変更に伴う一部改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2020年10月14日 募集、給付金額等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月15日 受給資格の変更に伴う一部改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

主たる活動場所	学習活動に要した学生一人 当たりの費用	給付金額
国内	50,000円以上	25,000円
	30,000円以上	15,000円
	20,000円以上	10,000円
	10,000円以上	5,000円
	10,000円未満	学習活動に要した学生一人 当たりの費用の半額
海外	500,000円以上	100,000円
	400,000円以上	80,000円
	300,000円以上	60,000円
	200,000円以上	50,000円
	100,000円以上	30,000円
	50,000円以上	10,000円

別表2（第4条関係）

学習活動を含む授業の開講されるキャンパス	起点駅
衣笠キャンパス	JR京都駅
びわこ・くさつキャンパス	JR南草津駅
大阪いばらきキャンパス	JR茨木駅

別表3（第4条関係）

主たる活動場所が属する国または地域（地域 は国連の定めにより区分する。）	算出額
韓国・中国・台湾	40,000円
アジア（韓国・中国・台湾を除く）	80,000円
大洋州・ハワイ	100,000円
北米・中米・欧州	130,000円
南米・中東・アフリカ	180,000円

